

開南大学学生実習協力についての三者による契約書(範例)

(実習機関による手当提供版)

契約者：〇〇〇(実習生) (以下甲と言う)
〇〇〇〇〇〇 (実習部門) (以下乙と言う)
開南大学 (以下丙と言う)

プロフェッショナルな人材育成への協力に基づき、学生の実習カリキュラム教育と実務訓練の推進による三者間相互の利益を原則として、協議の上三者により以下の事項を制定し、ともに遵守するものとする。

1. 学生の実習における協力内容：

- (1)甲は契約の規範に従い実習期間において、乙にて実習を行う。
- (2)乙は実習部門での職務の分配、受け入れ、訓練及び実習生の指導を担当する。
- (3)丙は実習関連事項の連絡と調整及び学生の実習部門への分配の手配を担当し、また指導教師を指定し派遣し、学生のプロフェッショナルな実務実習の指導を担当させる。

2. 実習期間：西暦____年____月____日から____年____月____日まで。

- 学期内(每学期 18 週を限度とする)
- 冬休み・夏休み(全学期学生の実習が手配されていない場合に限り適用可能)

3. プロフェッショナルな実習内容及び受付について：

- (1)実習カリキュラムの名称は____、合計____単位。実習時間数は合計____時間。
(実習時間数は教育部の 1 単位、最大 80 時間の実習の規定に一致していなければならない。毎日の実習時間数は 8 時間を超えてはならない)
- (2)乙は甲を受け入れる際、職務前の教育訓練を実施しなければならず、また専門の人員を派遣して指導しなければならない。
- (3)乙は企業及び実習の必要に応じて計画を立て、適切な実習及び指導、訓練内容を手配しなければならない。
- (4)乙は甲に違法行為に従事させてはならない。
- (5)乙は甲の健康及び安全に影響を与えないプロフェッショナルな実習環境を提供しなければならない。実習地点は教育部及び労働部などの関連法令の規定に一致していなければならない。
- (6)丙は実習の 1 週間前に実習生の名簿及び登録申し込み資料を乙に送付しなければならない。

4. 実習手当：

- 月ごとに計算して支給。1 月当たりの実習手当は：新台幣ドル_____元。

日ごとに計算して支給。1日当たりの実習手当は：新台幣ドル_____元。

時間ごとに計算して支給。1時間当たりの実習手当は：新台幣ドル_____元。

(手当は金融機関からの振込により直接甲に支払うものとする)

5.保険：

(1)乙は甲の受け入れ当日から、労働者保険及び健康保険への加入処置をとらなければならない(ただし国外の学生の保険は、主管機関の規定に従い処理される)。ただし実習期間が3か月未満の場合、全民健康保険法の施行細則第20条の規定に従い、甲の健康保険は、従前の保険加入資格で継続して保険に加入することができる。

(2)甲の傷害保険(保険金額は新台幣ドル200万以上)の保険料は、丙がこれを負担する。

6.実習生の指導：

(1)実習期間中は乙の実習部門の主管が監督・指導員となり、実務実習内容の監督指導及び技能指導を実施する。

(2)実習期間中、丙は不定期に指導教師が乙を訪問し甲を視察するよう手配し、甲の実習指導、コミュニケーション及び連絡などの事項を担当させる。

(3)丙は派遣した甲に対し、確実に乙が手配した実習内容及び規律の生活の規定を遵守させることを担当する。

(4)実習期間中、甲は理由なく無断欠勤してはならない。類似する状況がある場合、乙は迅速に丙に通知して協力し共に処置しなければならない。

(5)実習期間中、甲の実習効率が優れないと乙が認めた場合、正式に丙に通知し共同で乙の指導にあたるものとする。乙の行為が不適切であり、状況が重大な場合は、甲の所属する「学科(研究科)学生実習委員会」により処置することができる。指導後、なお甲に改善が見られず、乙が甲の解雇を申し渡した場合、乙は解雇の事実発生後3日以内に丙に通知しなければならない。

(6)甲に分配された実習部門での実習を拒否した場合、学生の実習と実務訓練の協力関係と約定が解除される1か月前に、甲は乙及び丙に通知しなければならない。一方、乙が重大な事故により、学生の実習と実務訓練の協力関係と約定を解除する1か月前に、乙は甲及び丙に通知しなければならない。学生の実習と実務訓練の協力関係と約定が解除された場合、三者は等しく損失の賠償を要求してはならない。

7.実習の考査について：

(1)実習期間中には適宜、乙の実習部門の主管及び丙の指導教師により、共同で実習成績を評価する。

(実習成績の考査についての規定は、甲の履修する学科により制定される)

(2)甲、乙、丙の三者は不定期に実習の各項目の措置を調整及び検討することができる。それにより学生の実習をより完璧なものにできると期待される。

(3)実習終了後、丙は必要に応じて乙に対し実習生の「実習証明書」の発行を申請する。内容には以下が含まれる：実習生の氏名、学科、所及びクラス、実習期間、カリキュラム名と実習時間数など。

8.協力の義務：

乙は丙の「開南大学学生実習実施方法」に定められた内容の履行に協力しなければならない。この「方法」の乙に関連する部分は本契約の内容の一部と見なされる。この「方法」に修正の必要が生じた場合は、丙は書面にて甲及び乙に通知しなければならない。

9.秘密保持協定：

乙の業務上の秘密に注意を払うため、甲及び指導教師は本実習協力に参加することで知り得た乙の業務上の秘密、専門技術などに対し秘密保持の義務を負わなければならない。実習期間であれ、または実習終了後であれ、等しいかなる第三者への漏洩または自身での使用をしてはならない。また実習内容を第三者に伝えたり、または公開して発表してはならない。ただしすでに不特定多数のものとなっている、または乙の同意を得た場合はこの限りではない。甲が上述の秘密保持に関する規定に違反した場合、甲及びその保護者は乙に対して賠償責任を負わなければならない。丙は乙の関連する損害賠償プログラムの実行または関連文書の提供に協力しなければならない。

10.争議の処理：

- (1)乙に契約違反または違法行為があった場合、丙は期限を決め、書面にて乙に修正の催促と通知を行うことができる。期間を過ぎて修正されていない場合、丙は本契約を終了し、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- (2)甲が乙での実習で争議が発生した場合、甲、乙、丙の三者で協議するものとする。協議による合意が達成できない場合は、甲、乙、丙の三者は台湾桃園地方裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに同意する。

11.附則

- (1)実習の性質に基づき、手当、福利厚生、保険、休暇管理の規定については、乙の関連規定に基づき処理される。しかし丙に教育上の必要により甲が学校に戻らなければならない場合は、乙に通知でき、乙は甲に公休を与えなければならない。
- (2)甲は実習期間満了時に、乙の離職作業プログラムに従い適切に離職手続きを行わなければならない。
- (3)甲の実習期間の宿泊及び食事及び交通は、_____により負担される。

12.本契約は署名完了日より発効する。実習期間満了または三者の契約終了後にその効力を失効する。その他の実習協力について未解決の事項については、台湾の関連法令と規定に基づき処理される。甲、乙、丙の三者が実際の必要に応じて協議した後、別途定めるものとする。

13.本契約の締結を証すために、本契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有し、その内容を遵守するものとする。

契約者：

甲： (実習生)

電話番号：

住所：

甲の生年月日：____年/____月/____日

甲は二十歳に未満の場合，保護者(または後見人)による署名：_____

甲は二十歳を満たした場合，署名は不要。

乙： (実習部門)

代表者：

職位：

電話番号：

住所：

丙：開南大学

責任者：

職位：校長

授権署名代表者：

電話番号：03-3412500

住所：桃園市蘆竹区開南路1号

西 曆

年

月

日